

# 高知県教育委員会 会議録

平成24年11月臨時教育委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成24年11月13日(火) 11:00

閉会 平成24年11月13日(火) 12:00

## (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	久松 朋水	

## (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎 順子
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

委員長 11月臨時委員会を開催する。本日の専決処理報告2号は、個人に関する情報を含む議案のため、また付議第1号と2号については、臨時県議会に提出予定の報道解禁前の議案のため非公開として取り扱うこととする。  
賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、専決処理報告2号及び付議第1号と第2号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【専決処理報告第1号 知事の事務の委任に関する協議の専決処理報告（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

教育長	4月に新設される弓道場を指定管理者に管理させようとするもので、タイムスケジュール的にその議案を12月議会に上程しなければならない。すると、12月議会に契約議案を出す前に公募をかけて、指定管理者の選定が必要になってくる。ところが、公募の際には、使用料の減免などの規定ができていなければならない、時間が無いことから専決をしたことの報告である。
委員長	本報告について、承認する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本報告を承認する。

【専決処理報告第2号 平成24年度教職員等表彰受賞者の決定の専決処理報告（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開報告】
--	---------

【付議第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長 事務局	<p>特定幹部職員とは何か。</p> <p>教員には存在しない。知事部局での部局長等、1等級の職員になり、勤勉手当を多くしている。公立学校職員の条例適用ではなく、知事部局の条例適用になる。次長がこれに該当する。</p> <p>公立学校職員の給与に関する条例が、教育委員会の所管であり、学校現場の職員になる。</p>
委員長 事務局	<p>校長の場合も一般職員となるのか。</p> <p>学校の管理職手当は、大規模校等で額を違えていることはあるが、知事部局の特定幹部の管理職手当は、違えていない。勤勉手当は、成績に応じて支給するものであることから、この部分を多くしてい</p>

委員長 事務局	こうとするもの。 特定任期付き職員とは何か。 これも学校には現在配置されていない。国に制度ができて、想定では、プロジェクトなどで弁護士等を雇うような場合がこれに該当する。一般の任期付き職員は知事部局にもおり、例えば自衛隊から来て危機管理関係を担当する場合や3年間と期限を設け、税務署のOBを雇い、税の徴収等を担当する場合がこれに該当する。教育委員会では、特定も一般も雇用した実績がない。ちなみに任期付き研究員とは、民間から研究の方をといる場合のもの。
委員長 事務局	今回は、期末手当のみか。 そのとおり。7条の部分は、12月1日、8条の部分は、4月1日と施行日を変えている。
委員長 事務局	24年度に0.05月下げ、施行日が12月1日ということは、12月で全てかかるようにしているのか。 そのとおり。
委員長 事務局	給料を下げることは士気にも影響してくるので、いいことではないのだが、民間との関係でやむを得ないわけだ。
委員長 事務局	今回、国はボーナスを下げておらず、高知県独自のものになる。組合交渉はやるのか。 知事部局は終わったが、教育委員会事務局は今週に終わる予定。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長 事務局	一般の職員と同じように下げるといふもの。 教育長には元々勤勉手当はなく、期末手当だけの制度である。職員よりも期末手当の率が少しは高くなっている。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

専決処理報告第1号から第2号

承認

付議第1号から第2号

原案のとおり議決